

平成 2 7 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 27 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 27 年 9 月 28 日（月曜日）

○議事日程第 1 号

平成 27 年 9 月 28 日（月曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-------------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 議席の指定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 議案第 5 号 | 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 決算の認定について（平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 決算の認定について（平成 26 年度青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 10 | | 一般質問 |
| 第 11 | 議案第 10 号 | 監査委員の選任について |
| 第 12 | 議員提出議案第 2 号 | 青森地域広域事務組合議会運営委員会条例を左横書きに改める条例の制定について |
| 第 13 | 議員提出議案第 3 号 | 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 14 | 議員提出議案第 4 号 | 青森地域広域事務組合議会会議規則を左横書きに改める規則の制定について |
| 第 15 | 報告第 2 号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書） |
| 第 16 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 第 17 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 第 18 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |

第 19	報告第 6 号	専決処分の報告について
第 20	報告第 7 号	専決処分の報告について
第 21	報告第 8 号	専決処分の報告について
第 22	青広監報告第 1 号	例月出納検査報告について
第 23	青広監報告第 2 号	定期監査報告について
第 24	青広監報告第 3 号	例月出納検査報告について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1 番	木 村 良 一	議員	10 番	入 江 獎	議員
2 番	七 尾 潔	議員	11 番	山 本 武 朝	議員
3 番	山 脇 智	議員	12 番	村 川 みどり	議員
4 番	館 山 善 也	議員	14 番	柿 崎 裕 二	議員
6 番	安 藤 英 博	議員	15 番	斎 藤 憲 雄	議員
7 番	奈良岡 隆	議員	17 番	渋谷 勲	議員
8 番	奈 良 祥 孝	議員			

○欠席議員（4名）

5 番	福 井 賢一郎	議員	13 番	坂 本 豊	議員
9 番	福 士 直 治	議員	16 番	花 田 明 仁	議員

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	鹿 内 博 君	参 与	坂 本 亮 君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	阿 部 義 治 君	あおひらクリーンセンター長	佐々木 久 夫 君
副 管 理 者	船 橋 茂 久 君	庶 務 課 長	中 嶋 智 明 君
副 管 理 者	森 内 勇 君	予 防 課 長	花 田 孝 夫 君
副 管 理 者	久 慈 修 一 君	警 防 課 長	吉 本 雅 治 君
監 査 委 員	山 形 博 君	通信指令課長	廣 津 明 男 君
事 務 局 長	相 馬 政 人 君	中央消防署長	小笠原 匠 君
消 防 長	吉 崎 宏 二 君	東 消 防 署 長	上 野 聡 君
総 務 課 長	石 田 祥 久 君	浪岡消防署長	蝦 名 幸 悦 君
消 防 次 長	柿 崎 与 光 君	平内消防署長	小 川 司 君
参 与	佐々木 淳 君 (青森市市民政策部政策推進課長)	会 計 管 理 者	中 川 覚 君
参 与	渡 辺 伸 一 君 (平内町企画政策課長)	会 計 課 長	柿 崎 哲 男 君
参 与	宮 本 一 男 君 (外ヶ浜町総務課参事)	監査委員書記	堀 内 隆 博 君
参 与	武 知 活 憲 君 (今別町総務課長)	監査委員書記	三 上 智 幸 君

清掃管理課長 高 野 光 広 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 小 倉 隆

書 記 佐々木 和 人

書 記 山 口 裕 子

書 記 三 橋 亨 司

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 27 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

初めに、組合議員の異動についてであります。今別町議会から選出されておりました中島邦彦議員から、諸般の都合により 4 月 13 日付で辞職したい旨の願い出があり、会議規則第 128 条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

その後任議員として、入江奨議員が、4 月 17 日付で組合規約第 6 条の規定により選出されました旨の報告がありました。

また、外ヶ浜町議会及び蓬田村議会から選出されておりました 4 名の組合議員が、それぞれ 3 月 27 日及び 4 月 29 日をもって任期満了となりました。

その後任議員として、外ヶ浜町議会から福井賢一郎議員、安藤英博議員の 2 名が 5 月 7 日付で、蓬田村議会から坂本豊議員、柿崎裕二議員の 2 名が 5 月 15 日付で組合規約第 5 条の規定によりそれぞれ選出された旨の報告がありました。

さらに、青森市議会から選出されておりました工藤健議員から、諸般の都合により 6 月 10 日付で辞職したい旨の願い出があり、会議規則第 128 条の規定により、同日付で議長においてこれを許可いたしました。

その後任議員として、奈良祥孝議員が、6 月 23 日付で組合規約第 6 条の規定により選出された旨の報告がありました。

次に、議会運営委員についてであります。先ほど御報告いたしました組合議員の辞職及び外ヶ浜町、蓬田村両町村議会議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますが、議会運営委員会条例第 3 条の規定により、議長において、外ヶ浜町議会の福井賢一郎議員、今別町議会の福士直治議員及び蓬田村議会の坂本豊議員を 6 月 12 日付で、また、青森市議会の奈良祥孝議員を 6 月 23 日付で議会運営委員として指名いたしました。

次に、本組合代表副管理者でありました船橋茂久平内町長は、5 月 31 日をもって東津軽郡町村会会長の任期を満了いたしました。

その後任として、阿部義治今別町長が 6 月 1 日付で同町村会会長に就任されましたので、組合規約第 9 条第 3 項の規定により、本組合代表副管理者に就任いたしましたことを御報告いたします。

日程第 2 議席の指定

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、6番安藤英博議員及び7番奈良岡隆議員の2名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 議案第5号 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6 議案第6号 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第7 議案第7号 平成27年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第8号 決算の認定について（平成26年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

日程第9 議案第9号 決算の認定について（平成26年度青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算）

○議長（渋谷勲君） 日程第5議案第5号「専決処分の承認について」から日程第9議案第9号「決算の認定について」までの計5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者鹿内青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） 平成27年第2回定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

まず、専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第5号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院及び青森県人事委員会による平成26年の給与改定に係る勧告を勘案し、青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、その取り扱いを準用しております本事務組合においても、青森地域広域事務組合一般職員に係る給与月額等の改定をしたものであります。

議案第6号青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

上磯地区クリーンセンター職員に係る特殊勤務手当につきましては、現状の支給状況に応じた所要の改正を行ったものであります。

以上２件につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたことから、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項の規定に該当するものと認め、やむを得ず専決処分いたしましたものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 7 号平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防合同庁舎等の維持修繕に係る経費、消火栓補修に係る経費、デジタル無線局免許更新に係る経費を措置するなど、今後の事務事業を円滑に執行するための経費に加え、平成 26 年度の決算剰余金による、構成市町村の負担金及び分担金、諸収入等について所要の調整を行うものであります。

歳出の主な内容についてであります。構成市町村振興費につきましては、平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計剰余金の一部を基金積立金として増額補正するものであります。

青森消防費につきましては、消防庁舎施設小修繕補修工事に係る経費といたしまして 99 万円、東消防署横内分署外壁補修費といたしまして 59 万余円、消火栓本体取りかえ及び補修に係る経費といたしまして 211 万余円、デジタル無線局免許更新手数料といたしまして 84 万余円を増額補正するものであります。

平内消防費につきましては、デジタル無線局免許更新手数料といたしまして 6 万余円を増額補正するものであります。

外ヶ浜消防費につきましては、外ヶ浜分署車庫シャッター取りかえ等、庁舎の維持修繕に係る経費といたしまして 42 万円、デジタル無線局免許更新手数料といたしまして 4 万余円を増額補正するものであります。

今別消防費につきましては、デジタル無線局免許更新手数料といたしまして 4 万余円を増額補正するものであります。

また、平成 26 年度の決算剰余金に基づく所要の調整等を行った結果として、4591 万余円を予備費として増額補正するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金のうち負担金につきましては、平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計剰余金等に伴う所要の調整を行った結果、衛生費負担金のうち、青平地区施設管理運営費負担金 300 万円、蟹田地区施設管理運営費負担金 368 万余円、今別地区施設管理運営費負担金 294 万余円、上磯地区施設管理運営費負担金として 2106 万余円をそれぞれ減額補正し、繰越金につきましては、7478 万余円を増額補正するものであります。

また、平成 26 年度青森地域広域消防事務組合一般会計剰余金が 1 億 9253 万余円となったことに伴い、当初予算で打ち切り決算に伴う財源として計上した 1 億 4602 万余円を差し引いた残りの 4650 万余円を追加計上し、歳出補正に伴う所要の調整を行った結果、分担金につきましては、2879 万余円の減額補正、諸収入につきましては、4032 万余円の増額補正

となったものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ 5562 万余円の増額補正となり、平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計予算の総額は、56 億 5351 万余円となった次第であります。

最後に、議案第 8 号平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び議案第 9 号平成 26 年度青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものでありますが、その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 次に、平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。中川会計管理者。

〔会計管理者中川覚君登壇〕

○会計管理者（中川覚君） 平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

初めに、青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

平成 26 年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本原則にのっとり、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効果的な配分に留意し、編成したものでございます。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行いたしました。

それでは、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、24.70 パーセント減の 9 億 5239 万余円でありましたが、その後、平成 25 年度決算に係る剰余金の確定に伴い、分担金及び負担金 2182 万余円を減額補正するとともに繰越金 6699 万余円を増額補正した結果、歳入歳出予算現額は、9 億 9755 万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して、24.00 パーセント減の 9 億 9878 万余円、歳出が前年度に比較して、27.21 パーセント減の 8 億 7093 万余円となり、歳入歳出差引残高は、1 億 2784 万余円となりましたが、あおひらクリーンセンター施設管理事業の繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源 399 万余円を差し引いた実質収支額は 1 億 2384 万余円となりました。

次に、歳入歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料は 406 万余円で、前年度に比較して 5.62 パーセントの減となっており、これは、主として今別地区斎場使用料が減少したことによるものでございます。

財産収入は 1147 万余円で、前年度に比較して 9.23 パーセントの増となっており、これ

は、主として有価資源売却収入が増加したことによるものでございます。

繰入金は 450 万円で、前年度に比較して皆増となっており、これは北海道新幹線開業対策事業の充実のため、ふるさと市町村圏振興基金から繰り入れしたことによるものでございます。

繰越金は 1 億 1770 万余円で、前年度に比較して 13.31 パーセントの減となっており、これは決算剰余金が減少したことによるものでございます。

諸収入は 539 万余円で、前年度に比較して 2.03 パーセントの減となっており、これは主として組合預金利子が減少したことによるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、議会費は 24 万余円で、前年度に比較して 41.16 パーセントの減となっており、これは主として議会運営事務費の減によるものでございます。

総務費は 5336 万余円で、前年度に比較して 5.97 パーセントの増となっており、これは主として一般事務費が増になったことによるものでございます。

民生費は 8061 万余円で、前年度に比較して 6.52 パーセントの増となっており、これは主として介護認定審査会の一般事務費が増になったことによるものでございます。

衛生費は 5 億 813 万余円で、前年度に比較して 2.18 パーセントの増となっており、これは主として青平地区し尿処理費及び上磯地区し尿処理費の増によるものでございます。

広域市町村圏振興費は 1051 万余円で、前年度に比較して 20.39 パーセントの減となっており、これは主としてふるさと市町村圏振興費の減によるものでございます。

公債費は 2 億 1806 万余円で、前年度に比較して 61.02 パーセントの減となっており、これは主として青平地区公債費及び今別地区公債費の償還の一部が終了したことによるものでございます。

以上が平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計決算の概要でございます。

次に、青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

平成 27 年 3 月 31 日をもって解散いたしました青森地域広域消防事務組合の平成 26 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、その事務を継承した青森地域広域事務組合の規約におきまして、本事務組合議会で認定をいただくことが規定されたことから報告するものでございます。

平成 26 年度の青森地域広域消防事務組合の予算は、今日の消防行政需要の多様化、高度化を考慮しつつ、地域住民の安全・安心を確保するため、消防施設・装備の充実、救急・救助体制の充実、予防対策の充実の 3 つの目標のもとに編成したものでございます。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行いたしました。なお、今回の決算につきましては、当該消防事務組合の解散に伴い、本年 3 月 31 日付の打ち切り決算を行っておりますことから、例年 4 月以降に交付されます国及び県の補助金等の歳入、また、本年 2 月及び 3 月に係る経費のうち解散後に請求が行われた歳出につきましては、平成 27 年度本事務組合一般会計予算に計上されており、来年度改めて本事務組合一般会計歳入歳出決算で御報告することとしております。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して9.74パーセント増の53億3539万余円でありましたが、その後、消防・救急活動等に必要な資機材の購入等の経費3785万余円を増額補正し、さらに、前年度からの繰越額として、消防・救急無線デジタル化整備事業、浪岡消防署改築工事に係る経費など14億7875万余円を加えた結果、歳入歳出予算現額は68億5199万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して37.16パーセント増の66億6262万余円、歳出が前年度に比較して40.91パーセント増の64億7009万余円となり、歳入歳出差引残額は1億9253万余円となり、実質収支額は同額の1億9253万余円となりました。

次に、歳入歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料は681万余円で前年度に比較して28.29パーセントの減となっており、これは主として危険物検査手数料が減少したことによるものでございます。

国庫支出金は261万余円で前年度に比較して95.18パーセントの減となっており、これは打ち切り決算によるものでございます。

県支出金はゼロ円で前年度に比較して皆減となっており、これは打ち切り決算によるものでございます。

繰越金は2億6590万余円で前年度に比較して244.02パーセントの増となっており、これは主として浪岡消防署改築工事分逓次繰越金を計上したことによるものでございます。

諸収入は4億2113万余円で前年度に比較して75.36パーセントの増となっており、これは主として青森市消防団業務受託収入が増加したことによるものでございます。

組合債は13億2880万円で前年度に比較して1073.85パーセントの増となっており、これは主として緊急防災・減災事業債が増加したことによるものでございます。

次に、歳出についてでございます。議会費は30万余円で前年度に比較して31.69パーセントの減となっており、これは主として本事務組合との統合に伴い、本年3月の議会が開催されなかったことによるものでございます。

総務費は1億1646万余円で前年度に比較して23.69パーセントの増となっており、これは主として通信指令業務共同運用費が増加したことによるものでございます。

消防費は62億5010万余円で前年度に比較して41.94パーセントの増となっており、これは主として消防・救急無線デジタル化整備事業費が増加したことによるものでございます。

公債費は1億321万余円で前年度に比較して10.19パーセントの増となっており、これは主として新城分署建設事業の償還が開始となったことによるものでございます。

以上、平成26年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び青森地域広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

初めに、議案第5号について採決をいたします。

議案第 5 号については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 6 号について採決をいたします。

議案第 6 号については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 7 号について採決をいたします。

議案第 7 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号について採決をいたします。

議案第 8 号については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、認定されました。

次に、議案第 9 号について採決をいたします。

議案第 9 号については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については、認定をされました。

日程第 10 一般質問

○議長（渋谷勲君） 日程第 10「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3 番山脇智議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3 番（山脇智君） 日本共産党の山脇智です。通告に従い、一般質問を行います。

青森地域広域消防事務組合監査報告定期監査報告書の指摘事項によれば、1 つ、週休日の振替が、同一週を越えて行われているにもかかわらず、100 分の 25 の時間外勤務手当が支給されていなかったこと、2 つ、週休日における時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 135 とすべきところ、100 分の 125 で支給していたこと、3 つ、低入札価格調査制度に該当する工事請負契約において、保証契約金の額を契約金額の 100 分の 30 以上とすべきところ、履行保証保険契約の保険金額が契約金額の 100 分の 10 となっていたこと、この 3 点が指摘されています。

そこで御質問いたしますが、この定期監査報告書の指摘事項について、その指摘事項の発生した原因及びその後の対応についてお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 山協議員の監査報告についての御質問にお答えいたします。

議員の皆様方には、既に本定例会における報告案件の資料として配付させていただいたところでございますが、当時の青森地域広域消防事務組合を対象に実施された平成 26 年度の定期監査におきまして、監査委員から消防本部庶務課の事務処理に関し 3 点の御指摘がなされたところでございます。

御指摘の内容でございますが、まず 1 点目は、職員が振替により週休日に勤務を命ぜられた際、同一週を超えて週休日の振替がなされた場合は、従前から準用しております青森市職員の給与に関する条例——以下条例とさせていただきます——第 20 条第 3 項及び青森市職員の時間外勤務手当に関する規則——以下規則とさせていただきます——第 2 条第 2 項の規定により、100 分の 25 の時間外勤務手当を支給すべきところ、当該時間外勤務手当が支給されていなかったというものであります。

次に、2 点目は時間外勤務手当の支給割合に関しまして、週休日に勤務を命ぜられた場合は、条例第 20 条第 1 項第 2 号及び規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 135 とすべきところ、100 分の 125 で支給していたというものでございます。

この 2 点の御指摘につきましては、いずれも週休日の振替勤務及び時間外勤務を命ぜられた職員による、報告書への記載忘れ及び記載誤りに起因したものでございますが、これを確認すべき立場にあった職員もミスに気づかないまま、御指摘を受けるに至ったものであり、チェック体制に不備があったものと反省しております。

当該事案の対象となった職員に対しては、御指摘を受け速やかに不足分の手当を追加支給したところでありますが、今後は、週休日の振替を行う際の時間外勤務手当発生の有無及び適正な支給割合に関して、時間外勤務を命ぜられた職員はもとより管理監督職員も含めた複数の職員による確認を徹底するとともに、既に支給済みとなった手当に関しましても、間違い等がなかったか定期的な書類の見直しを行うなど、チェック体制の強化に努めてまいります。

次に、3 点目は、平成 26 年 5 月 1 日に契約を締結した（仮称）中央消防署新城分署改築電気設備工事請負契約における契約保証金の取り扱いに関するもので、当該契約は、設計金額 5000 万円以上の建設工事の請負契約に係る競争入札を対象とした当時の青森地域広域消防事務組合低入札価格調査制度要綱第 5 条に定める調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者として決定した契約であったため、本来であれば、同要綱第 16 条の規定による特約条項による契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金の納付が必要であったものの、これに代えて提出された履行保証保険証券の保険金額が契約金額の 100 分の 10 となっていたという事案でございます。

本事案は契約事務の錯誤によるものであり、御指摘を受け速やかに契約相手方から改めて契約金額の 100 分の 30 を保険金額とする履行保証保険証券を提出させる是正措置を講じたところであります。

今後は、本事務組合においても同様の要綱を制定しておりますことから、低入札価格調査制度が適用となる契約の締結に際しては、調査基準価格に満たない契約となっていないか、また調査基準価格に満たない契約である場合は、適正な契約保証金の額となっているか、管理監督職員も含めて複数の職員による確認を徹底させることとしたところでございます。

今回御指摘をいただいた 3 点の事案につきましては、職員一人一人がこれまで以上に細心の注意を払うことで、十分に再発防止が可能なものと認識しているところであり、再び同様の御指摘を受けることがないよう、継続的な職員の注意喚起に努めながら、適正な事務の執行に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 3 番山脇議員。

○3 番（山脇智君） 御答弁ありがとうございました。

ただいまのお話によりますと、やはりどうしても人為的なチェックミス、複数の職員で今後しっかりと対応するということで、また不足分についても早急に支払いを済ませて、契約についてもすぐに是正措置を図ったということです。対応についてはスムーズに行われ、大変よかったと思います。今後についてもこういった事象がもう次は発生しないようにしっかりと努めるということでしたので、今後こういった報告がなされないように、これまで以上にチェック体制をしっかりとさせていただくことを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 次に、12 番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12 番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。私からは 5 点質問させていただきます。

最初に、介護認定審査会について質問します。

昨年 12 月と 3 月の広域事務組合議会において、青森市の認知症の介護認定結果が、他都市と比べ低く判定されている傾向にあるため、他都市の審査会との交流を図り、判定結果に違いが出るのか、調査すべきではないかとの質問に、改選後検討してみたいという答弁がありました。そこで、前回の質問に続いて、他都市との連携についてどのように検討してきたのか示してください。

2 点目に、女性消防士について質問します。青森広域事務組合内における女性消防士はゼロです。いつまでゼロ記録を更新し続けるつもりなののでしょうか。採用するのは青森市だからといって、あぐらをかいていては、いつまでたっても女性消防士は採用されないと思っています。そこでまず、組合における過去 3 年間の女性消防士の採用状況及び女性消防士の受け入れ体制について示してください。

3 点目、土のうステーションについて質問します。平成 25 年の台風 18 号が上陸した 9 月 16 日、県内各地に大きな被害をもたらしました。青森市旭町地区では、平成 12 年、平

成 19 年、そして平成 25 年と 3 度の浸水被害に遭い、地域の方々は雨が降ると怖いと感じるようになっていきます。平成 25 年のとき、私は現場で住民の方々に声をかけて歩いたときに感じたのが、とにかく土のうだけでも早く持ってきてもらいたいということでした。しかし、土のうを積んだ消防のトラックはなかなか来てもらえず、みるみる浸水してしまう状況でした。近くに土のうステーションがあれば、地域の方々が協力して土のうを運ぶことができ、被害を最小限に食い止めることも可能だったのではないかと考えています。そこで、土のうステーションの必要性の認識について示してください。

4 点目、消火栓等への雪の積み上げについて質問します。毎年、消防本部から都市整備部に対し、消火栓及び防火水槽への雪の積み上げ等防止についての依頼書が提出されています。しかし、毎年のように消火栓や防火水槽への雪の積み上げが解消されず、消防団員や消防職員が、必死で埋まっている消火栓の除雪を行っている姿を見かけます。本当に頭が下がる思いです。しかし、なぜ一向に消火栓への雪の積み上げが解消されないのでしょうか。何もないければそれにこしたことはありませんが、いざ火災が発生したときに、すぐに消火活動ができないというのは、市民の命にもかかわる問題であり、その事の重大性が軽んじられているように思えてなりません。そこで、消火栓等への雪の積み上げについて、消防の対応を示してください。

5 点目は、救急搬送についてです。9 月 1 日の地元紙によると、救急隊が重症患者の受け入れ可能かどうか照会し、4 回以上かかった件数が、統計を取り始めた 07 年以降、最も高くなったことが明らかになりました。特に津軽地域と青森地域で高い傾向があるようです。そこで、組合における重症患者の救急搬送の照会回数 4 回以上の状況とその対策について示してください。

質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） 村川議員の介護認定審査会について、他自治体との連携についてどのような見当を進めてきたのかとのお尋ねにお答え申し上げます。

平成 27 年第 1 回定例会におきまして村川議員の「介護認定審査を行う資料をランダムに 10 ケース程度選び、他の審査会と交流して判定結果に違いが出るか調査してはどうか」との御意見を受け、まずは他自治体審査会の状況について調査を行いました。

その結果、青森県内の当組合を除く八戸地域広域市町村圏事務組合、上北地方教育福祉事務組合、下北圏域介護認定審査会、つがる西北五広域連合、津軽広域連合の 5 事務組合の介護認定審査会——以下審査会と申し上げます——では、同一の審査資料を持ち寄っての審査交流や研究会を行っている審査会はなく、また、実施予定もないとのことでございました。

このほか、東北県庁所在都市及び東北の中核市の 7 審査会にも同様の照会をしたところ、いずれも実施及び予定もないとのことでございました。

あわせて、本年 4 月の改選後の本組合審査会の医療、保健、福祉それぞれの分野の委員の方々に、「青森市は認知症の判定結果が他都市と比べて低く判定されている傾向にある。」

との指摘があり、他都市の審査会と相互に判定結果を検証する交流をしてはどうかとの提案があったことについて御意見をお伺いいたしました。

これに対しまして、県が県内各地域で実施する審査会委員研修もあり、また、厚生労働省が示す審査基準にのっとり厳格に判定することになっていることから、各地域の審査は一律であると考えていることや各審査部会においては、それぞれの委員が審査資料をもとに総合的に判断しており、全く妥当なものと考えていること、また、同じ素材で他審査会と判定比較するには、各地区の審査委員が一同に参集するなどの調整が大変であるし、今以上の時間的な制約は極力避けたいなどの御意見が大層であり、本審査会の判定結果は、それぞれの専門分野の知見を持ち寄った合議体としての結論を導き出したもので、認知症の判定をも含めて極めて適正であり、総じて判定結果の審査会交流には否定的な御意向がうかがわれたところでございます。

一方、青森県の担当部局は、県内各審査会の判定結果などの適正を確保することを目的に実地指導を行っており、昨年11月に当組合審査会もこれを受検いたしました。その結果、これまで受検した過去の実地指導と同様に指摘された事項などは一切なく、厳正な審査会業務を継続して実施しているものと認識することができたものと考えてございます。

さて、厚生労働省では、要介護認定における全国規模の地域間格差の問題に關しての要介護認定適正化事業を実施しており、平成27年度におきましては、業務全体の司令塔と位置づけている業務分析データの利活用、ピンポイントの助言で具体的解決を支援する技術的助言、地域の指導者を育成する能力向上研修会の開催、全国の調査員の底上げを企図する認定調査員研修システムの4事業を実施してございます。

このうち業務分析データにつきましては、さきの第1回定例会での村川議員の一般質問に対する答弁の中で御紹介したものでありますが、これは、基本的に地域間格差の評価指標としてのみならず、さきに述べましたピンポイントの技術的助言を実際に行う際の基本データとなっており、また同時に各自治体が自律的に改善に取り組むための基礎情報となるもので、当該適正化事業の中核をなすものと位置づけられているものでございます。

厚生労働省から青森県を通じて提供されました当審査会に係る当該業務分析データの分析結果につきましては、さきの第1回定例会において御答弁申し上げましたとおり、認知症高齢者自立度の分布を示すデータからは、他の全国の審査会と比較して決して低い傾向となっておらず、また、データの信ぴょう性が疑われるいわゆる「はずれ値」と称される値の出現が、これまで一度たりともなかったことなどからすると、本審査会の各部会の判定結果は十分に信頼に足る適正かつ蓋然性の高い結果であると認められたと認識しております。

したがって、他自治体の審査会との相互判定交流につきましては、現時点において実施すべき動機に相当する特段の事実が見当たらない状況にあることから、早急に実施すべしとの結論には至らなかったものでございます。

なお、介護認定におきましては、各保険者が行う一次審査における認定調査員の調査が、認知症高齢者自立度に影響があることから、県では、認定調査の同一基準を確保するため認定調査従事者新任研修や現任調査員研修を実施しております。また、審査会委員につき

ましても、全国一律の基準で介護認定審査会委員研修を実施しております。

このようなことから、去る 8 月に県が県内各審査会事務局を対象として開催いたしました平成 27 年度介護認定審査会運営適正化研修におきまして、調査や審査にばらつきが出ないよう、これらの認定調査員等への研修の充実・強化を当事務局として要望したところでございます。

また、今後は、この研修会場を通じて、県内他審査会事務局と意見交換などを通じ、さらなる審査会運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の御質問に順次お答えいたします。

まず初めに、女性消防士についての御質問にお答えいたします。

現在、消防本部の消防士につきましては、構成市町村である青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村の各自治体においてそれぞれ個別に採用し、本事務組合に派遣されておりますが、構成市町村ではいずれも特段男女の区別を設けることなく、消防士の募集を行っているところであります。

このうち、女性消防士に係る応募状況に関して、過去 3 年間の構成市町村全体の数値で申し上げますと、平成 24 年度は採用予定者数 25 名に対して申込者数 218 名、そのうち女性が 4 名、平成 25 年度は採用予定者数 15 名に対して申込者数 120 名で、そのうち女性が 3 名、平成 26 年度は採用予定者数 15 名に対して申込者数 123 名、そのうち女性が 2 名となっており、この間、青森市におきましては一次試験に合格した女性受験者が数名いたものの、いずれも最終合格には至らず、女性消防士の採用実績はこれまでのところない状況となっております。

しかしながら、消防本部としては、各構成市町村が地方公務員法で定められた平等取り扱いの原則や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に定める基本理念などに基づき、男女の区別を設けることなく消防士の募集を行っている現状に鑑み、女性消防士が採用された場合を想定し、既に浪岡消防署、中央消防署浪館分署及び新城分署の 3 署所に女性用トイレや個室型の仮眠室を備えたほか、今後も庁舎の建てかえ等を行う際は同様の設備を整備するなど、順次、女性消防士を受け入れ可能な環境を整えることとしているところであります。

こうした中、去る 8 月 28 日には国会におきまして、女性に対する採用、昇任等の機会の積極的な提供などを基本原則とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したところであり、このことに伴い、構成市町村における女性消防士の採用に向けた取り組みが一層促進されることも想定され、消防本部といたしましては、これまでのハード面に加え、今後は先進地における取り組み事例等も参考にし、ソフト面における対応についても検討を行うなど、引き続きその受け入れ体制に万全を期してまいりたいと考えています。

次に、土のうステーションについての御質問にお答えいたします。

消防本部では、大雨等における災害対応として、災害の多発が予想される場合には、速

やかに職員を招集しその態勢強化を図ることとしているほか、必要により構成市町村の防災担当部署に連絡調整員として職員を派遣し情報収集に当たっているところであります。

また、災害発生時には、市町村の関係部局及び地域の消防団と連携を図りながら、土のう積みや河川の警戒を行い、住宅等への被害軽減に努めることとしているほか、避難勧告等が発令された場合には、人的被害の軽減を最優先とし災害対応に加え、避難誘導、避難に関する広報、警戒区域設定などの消防活動を実施することとしております。

災害時に使用する土のうにつきましては、現在、消防本部では、市町村の関係部局に依頼し、4消防署、10分署に合わせて約2000袋の土のうを配備しております。また、各消防団機械器具置場についても同様に土のうの配備をしているところであります。

なお、保管している土のうが不足した場合には、市町村の関係部局と連携しながら土のうの補充をすることとしております。

近年、短時間で局地的に降る大雨や台風などによる被害が全国的に増加傾向にあることから、全国のいくつかの自治体においては、住宅等への浸水被害を未然に防ぐため、地域住民が自由に使うことを目的として土のうステーション設置の取り組みが行われており、県内では、弘前市において、本年度から設置を進めていると聞き及んでおります。

大雨等による浸水被害をできるだけ少なくするためには、消防機関などによる公助はもちろんのこと、地域住民の皆さんが自ら行動する自助・共助の取り組みを支援することとなる土のうステーションの設置は、即時に活用できるということから、有効なものであると認識しております。

一方では、設置場所の選定及び確保、維持管理、使用後の処理等の課題もありますことから、今後、他都市における土のうステーション設置に関しての状況を踏まえ、市町村の関係部局とともに調査研究してまいりたいと考えております。

次に、消火栓等の雪の積み上げについての御質問にお答えいたします。

消防本部におきましては、降雪期における消火栓等の確保のため、降雪状況を踏まえ、随時消火栓等の除雪を実施しております。

また、地域住民から、雪の積み上げによる消火栓等の使用に支障がある等の情報提供があった際には、市町村の関係機関へ連絡し対応を依頼するとともに、管轄する消防署から消防車を出動させ、除雪等を実施し、消火栓等の消防水利の確保に努めているところであります。

なお、消防本部では、これまで毎年、降雪期前の11月中旬に、道路の除排雪を担当する国土交通省青森国道維持出張所、青森県東青地域県民局地域整備部及び青森市都市整備部に対し、除排雪に伴う消火栓及び防火水槽への雪の積み上げ等防止の依頼文とあわせて、これまでに雪の積み上げが確認された消火栓等の位置図を添付し、発出しているところであります。

今年度は、青森市におきましては、除排雪に関する説明会開催前の10月初旬に、青森市都市整備部へ依頼文を発出することとしており、同説明会開催時に依頼文に基づき、担当工区ごとの受託業者に対し、雪の積み上げの防止を直接指示していただくこととしております。

また、青森県東青地域県民局地域整備部に対しましても、10月初旬に依頼文を発出するとともに、同整備部が開催する除排雪事業計画説明会へ各消防署から職員を出席させ、関係機関及び構成町村の除排雪担当部局へも口頭にて、雪の積み上げ防止を依頼することとしております。

今年度の依頼箇所につきましては、昨年度、各消防署において実施した消火栓等除雪巡視の際に、道路の除排雪により、雪の積み上げが確認された箇所としております。

今後は関係機関とさらに連携を密にし、火災時に消火栓等を適切に使用できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、救急搬送についての御質問にお答えいたします。

救急活動は、傷病者の救命を主眼として、傷病者の観察及び必要な救急処置を実施し、速やかに適応した医療機関へ搬送することを原則に救急現場において活動しており、消防本部では、12の署所に救急隊を配備しております。

過去3年間の救急搬送人員につきましては、平成24年中が1万183人、平成25年中が1万181人、平成26年中が1万310人となっております。

そのうち重症以上で、医療機関への照会回数が4回以上の件数につきましては、平成24年中が10件、平成25年中が23件、平成26年中が18件となっており、過去3年間では、平成24年と比較しますと増加傾向にあるものの、平成25年と平成26年を比較すると減少している状況であります。

しかしながら、救急活動において、医療機関による救急医療の提供が、速やかに、かつ、適切に実施されることが求められ、照会回数が多くなることで医療機関収容までの時間が延長し、その結果として傷病者の症状が悪化するおそれがあり、救命率の向上、予後の改善等の観点からは、適切な対応をしなければならないものと考えております。

そこで、重症以上で医療機関への照会回数が4回以上の症例について、消防本部において分析、検証を行ったところ、受け入れに至らなかった理由といたしまして、1つとして手術中、患者対応中、2つとして処置困難、3つとして専門外などが多くを占めておりました。

このことから、平成22年12月に青森県におきまして策定された「青森県救急患者搬送及び受け入れに関する実施基準」で定められている消防機関が受け入れ医療機関を選定するための観察基準をもとに、適切な医療機関へ照会を行うことを再度確認したところであります。また、消防・救急活動の情報を集約しております通信指令課を介して情報共有を図ることで、同一医療機関へ収容、照会が重複しないように配慮することとしました。

救急搬送及び受け入れが円滑に行われるためには、適切な医療機関の選定など、救急搬送・受け入れ体制の充実が求められております。

しかしながら、救急搬送・受け入れ体制に関しましては、青森地域二次保健医療圏全体の問題でありますことから、救急医療に関連する関係機関との連携が必要であると考えており、今後、関係機関と協議を行いさまざまな方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 村川みどり議員。

○12 番（村川みどり君） 再質問します。

介護認定審査会について、他都市との連携についてどのように検討を進めてきたのかというふうに聞いたら、さまざま他都市でもやっていないということであるとかというのを話されました。これ以上言われると、再質問しにくいんですけども、審査会の中で、医師や医療従事者、そして介護従事者の立場の方からも、今現在はいらないと、そういう検討はいらないという話も出たので、それであれば仕方ないかなという気もするんですけども、中にはやはりまだ青森市は認知症の認定が非常に低く出やすいという声は、直接お医者さんから聞いている話なので、そういう傾向はまだあるんだと思っています。今後も、どういうふうにしていったらいいかというのは、一緒に検討しながら、より介護を受ける人たちが受けやすいような環境を作っていくために、私たちも努力していきたいというふうに思いますので、これに関しては要望で終わりたいと思います。

それから、女性消防士についてです。

これまで、平成 24 年は 4 名、25 年は 3 名、26 年は 2 名の方が受験したけれども、最終的な合格には至らなかったというふうな話でした。私、聞き取りでも話したんですけども、採用は青森市がするんだからというような認識で、消防本部自身が、本当に女性消防士採用して、育てたいんだと、成長させたいんだというような気持ちが伝わってきませんでした。受け入れ体制についてはね、浪岡、中央消防署浪館、新城でもう準備してるから、いつ来てもいいようにはしてるんだろうけれども、採用には至っていないということで、私は、もっと消防に携わる方々自身が、消防士のやりがいだとか魅力だとかを広めて、ぜひ消防士になりたいというふうに思うような P R 活動や広報、あるいは子どもたちに夢を語るような取り組みをもっとしていく必要があるというふうに思っています。

そこで消防士の P R 活動、あるいは小学校などの見学会など、年間どのぐらい実施しているのかお尋ねします。

土のうステーションについてです。

先ほど例に出した旭町地域なんですけれども、雨が降るたびに、またきょうだってたぶん心配してると思うんです。雨が降れば本当にいつあふれるかっていうふうに、いつもびくびくしている状況です。2 回目のときも、そして 3 回目にあふれたときも、私は地元に行って、地域の皆さんの声を聞いてきました。3 回目のとき、平成 25 年でしたけれども、一番ピークのときはひざ上まで水が来ていました。その中で、旭町地域の住民の皆さんの声を聞いて歩くと、早く土のう持って来てけねべがとか、早くしねば家の中さ上がってまるっていうふうに言って、それでもう下にある畳は 2 階にもう上げでいるという家もありました。私もその地域の人と一緒に、消防の土のうを積んだトラック待ってたんですけども、ずっと向こうからなかなか動いてこなくて、土のうがなかなかこっちに持ってきしてくれないというような感じで、地域の皆さんと、早く来ねべが、早く来ねべが、というふうにいらいらしながら待っていたという状況です。先ほども言ったように、近くに歩いて持って来れるところに、土のうステーションがあれば、みんなでよしって、協力して運んでくるべしっていうことはできるんだと思います。特に、町村の方はわかんないと思うんですけども、旭町地域は操車場があって、操車場よりも住宅地が低くなってるので、雨

が降れば、操車場から水が来るんですよね。どんどん水が押し寄せて来るような感覚で、本当に恐ろしいと。そのことは、そこに住んでる人に聞かないとわかんないことなんですけども、そのように話していました。車が走ってくれば、当然波も押し寄せてきますし、その恐ろしさっていうのは計り知れないものだと思います。なので、やはり雨が降り続いて、そろそろやばいなと思ったら、自分たちで水害を最小限に食い止める対策が取れば、安心も得られるし、地域の皆さんにも喜ばれるということは間違いありません。それで先ほど、消防長も紹介していたように、弘前で土のうステーション設置したんですけれども、その町会長がこのように言っています。土のうステーションがあれば、自分たちで備えられる。住民にとってはありがたい。それから、違う町会長も、気象情報をチェックして、早目に土のうを積んでおくこともできるので安心だというふうにも話しています。地域の皆さんが安心できるのであれば、安心して自分たちでも、減災・防災できるのであれば、何よりもの安心だというふうに思います。先ほど消防長は、土のうステーションの必要性の認識について、即時に活用できるものであるというふうなお話を、有効だというお話もしていました。ただし、設置場所だとか、維持管理だとかは、今後調査研究していくということでしたので、旭町地域で言うと、操車場の通路に土のうステーション置く場所はいっぱいあると思います。ぜひ前向きに青森市に対しても検討するよう、消防からも強く申し入れていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

それから、消火栓等への雪の積み上げについてです。

毎年、依頼しているんだと。県にも市にも行って、直接指示をしていただくようにしたというお話でした。6月の青森市議会ですけれども、日本共産党の葛西市議が青森市の都市整備部に対して、このような質問をしています。消防から、積み上げ防止依頼をされた場所を、除雪車の委託業者と場所の確認等のすり合わせをしてきたのかと都市整備部に聞いたんです。そしたら、都市整備部は業者とのすり合わせはこれまで行っておりませんでしたと答弁しています。このことに対する認識をお伺いいたします。

それから、救急搬送についてですけれども、受け入れられなかった理由については、手術中と処置困難と専門外であるという理由が一番多かったということなんですけれども、まず、青森地域における救急患者受け入れ医療機関は何カ所あるのかというのをまずお聞かせください。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、女性消防士につきまして、PR、広報活動、小学校等で行っているのかというお尋ねでございます。小学校等につきましては、直接、女性消防士の採用に向けてのPRというのは、特段行っておりませんけれども、実際には、消防訓練とか、また幼稚園等では、女性消防団員による防火・防災の広報という形で、幼い世代から、消防士に対するPRはしているところでございます。当面の対策としては女性消防士の採用を促進させるためには、女性の受験者を増加させることが重要であると認識しており、そのためには、消防士の魅力、消防は女性が活躍できる場であるということを理解してもらうことが有効である

と推察しており、今後は各種広報媒体、いわゆる消防のホームページ等も利用しながら、積極的にPRはしていきたいというふうに考えております。

次に、土のうステーションにつきましてですけれども、土のうステーションにつきましては、実際土のうの貸し出し等は消防本部では行ってないところでございますけれども、水害の常習地といいますか、多発する場所につきましては、住民の方が消防本部もしくは各分署等に来署していただいて、災害が発生する前、災害が発生してからでは、消防本部としては災害対応のために土のうを使用するため、現在のところは災害発生前であれば、土のうの貸し出し等を行っているところでございます。また、土のうステーションの設置につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、その設置場所、また、その使用後の処理等、いろいろ課題がございますので、それにつきましても、今後関係機関と検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、救急医療体制の受け入れ可能な病院ということで、青森市内においてはどうなっているのか、どれくらいあるのかという御質問でございます。初期救急医療機関につきましては、青森市の急病センター、また、医師会に登録してます在宅当番医等がございます。また、二次医療施設としましては、病院群輪番制になってます青森県立中央病院、また市民病院、青森協立病院、近藤病院、この4医療機関が当たっております。また、救急病院として、いわゆる告示医療機関という形で登録している病院・診療所が13ございます。三次医療機関としては、青森県立中央病院の救急救命センターがございます。また、救急病院としては、先ほど紹介した病院以外では、浪岡病院、国立青森病院、平内中央病院、外ヶ浜中央病院等がございます。

申しわけございません。最初の女性消防士のPR回数でございます。26年度は国際医療福祉専門学校等で中央消防署の職場体験に来ております。また、小学校・中学校には54校に、いわゆる女性消防士のPRというよりは、防火・防災のPRという形で訪問してるという状況でございます。

消火栓の雪の積み上げについては、先ほど答弁申し上げましたように、消防署の職員により、当番日及び非番日において、消火栓の除雪については適宜行っているところでございますけれども、除雪業者に対するお願いという形では、先ほど答弁したように、今年は10月初旬において、青森は都市整備部に対しまして、また広域関連におきましては、青森県県民局のほうにお願いして、雪の積み上げをできるだけ少なくというふうにお願いしている状況でございます。

以上でございます。

すみません、聞き漏らしているかもしれません。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 回数制限ないからいいんですね。

消火栓のことは、青森市の6月議会で、消防から積み上げ防止の依頼出されたところ、業者とすり合わせしたのかっていうふうに、都市整備部に青森市議員が聞いたんです。そしたら、都市整備部では、それはやってませんって答えたんです。せっかく消防から依頼書出してるのに、そういうことまったくやられてなかったと。そのことを消防ではどう

いうふうに認識しますかということをお願いいたします。もう一回教えてください。

それから、女性消防士のPR活動。女性消防士でなくても、消防士になりたいというふうにするようにPRしていくということが必要だし、その中で、女の子も私、消防士になりたいと思うかもしれないので、そこは特に特化する必要ないんだと思うんですけども、その中で、全国ではこういうふうに女性も働いてるんだよっていうことをやればいいんだと思うんです。なので、そういうPRの仕方も必要だろうし、私は、全国で活躍してる女性消防士を呼んで、講演会やったりとか、あるいは、できれば女性消防士が活躍するプロモーションビデオとか作って広報に流すとか、そういうふうなPRの仕方だってできると思うんですね。消防が、なんか青森市採用しないから来ないんだみたいなやり方じゃなくて、消防自身がどれだけ女性消防士をふやしたいかっていうことが、今問われてるんだと思います。それで、総務省も通知出しました。全国の消防職員に占める女性の割合は、現在の2.4パーセントから2026年4月までに5パーセントに引き上げる数字目標を初めて定め、各市町村の消防本部に女性職員の増員を要請しました。とりわけ、300人規模の本部、ちなみに青森地域は483人ですけども、現在の比率にかかわらず、5パーセントに引き上げる要請をし、女性がゼロの本部は早期に解消と、可能な限り2人以上の採用を総務省自身が求めています。この総務省の要請を消防本部ではどのように受けとめているのかお尋ねします。

それから、救急搬送についてですけども、たくさん病院はあるんだけど、4回以上になってしまうということなので、それがなんでなのかっていうことなんだと思うんですけど、八戸市では、八戸地域の総合病院は、患者の受け入れの役割分担を明確にし、連携しているから、4回以上の照会っていうのは、0.1パーセントにとどまっているんだそうです。津軽地域でいうと1.6パーセント、青森地域でいうと1.3パーセントなので、それと比べても八戸は10分の1以下、4回以上照会しているのは。そういう状況になっています。青森地域もやはり八戸地域を見習って、役割分担っていうことを考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 再度の御質問にお答えいたします。

先ほどの雪の積み上げについてでございます。都市整備部等とすり合わせをしたのかということでございますけども、昨年までは、11月の中旬に依頼文を発出していた状況でございます。今年からは、先ほど答弁申し上げましたように、会議開催前の10月初旬に、依頼文を発出し、会議が終わってから今までは依頼文を出していたということで、都市整備部では、直接その場でお願いはできてなかったということでございます。今年は10月の初旬に、会議前に、都市整備部を通じて、依頼文を読んでもらって、それを受託業者のほうに伝えていただくという形をとっております。

次に、女性消防士につきましては、議員御紹介あった総務省消防庁からの消防本部における女性消防士のさらなる活躍に向けた取り組みの推進という文書が発出されておりました。この中で、平成38年度までに、5パーセントに引き上げることを共通目標として掲げたところであるということでございます。現在消防本部の職員の定数につきましては492

人となっており、この数値をもとにした場合、5 パーセントに相当する人員は約 25 名ということになります。

次に、救急搬送についてでございますけれども、医療機関の選定につきましては、八戸地区においては、役割分担をしっかりとしているということでございましたけれども、青森地区におきましても、先ほど紹介したように、初期医療機関、また、二次医療機関、そして、三次医療機関という形で、それぞれ任務分担といいますか、役割を分担している状況でございます。その中で、救急隊も医療機関の選定という中では、二次医療機関を選定したり、直接三次医療を選定したりという状況で活動しております。ただし、先ほど紹介したような理由、処置困難とか手術中といった流れの中で、問い合わせ、照会回数が 4 回以上になるケースがあったという状況でございます。以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） 消火栓についてですけれども、青森市が業者とすり合わせしていないことに対する消防の認識を聞いたんですけれども、それは遅く出てたから、そういうことできなかったんでしょうっていうふうに、かばった答弁だったというふうに思うんですけど、消防の毎年出してる依頼は、青森市内でいうと 3182 基中の消火栓のうち 47 基、防火水槽でいうと 587 基のうち 36 基については、ここだけは積み上げないでねっていうふうに依頼してるものなのに、一向に改善されていないということです。本当に壇上でも言ったように、毎年毎年消防職員の皆さんや団員の皆さんが、スコップ持って、一生懸命消火栓を掘り上げてるといふような姿を目にすれば、除雪業者の皆さんも平気で積み上げていくということとはできないはずだと私は思っています。消火栓は住民の命と、そして財産を守る命綱なんだということを、もっと強く業者に認識してもらう必要があると思います。依頼というふうにして依頼文出しているんですけど、私はもっと強く、依頼じゃなくて、お願い、申し入れみたいな形で、指導みたいな形で、ちょっともっと強いトーンで消防から言わないと改善されないのかなというふうに思っていますので、このところは、ぜひ、依頼じゃなくてもっと指導的な立場でやっていてもらいたいというふうにお願いして終わります。

それから、救急搬送について、青森市も役割分担しているんだと、だけれども、八戸と比べても 10 倍以上の照会回数になっているということであるというふうに、そのやり方の問題がたぶんあるんだと思います。たとえば、手術中っていうのがあれば、手術終わればもしかすれば受け入れてもらえるかもしれない、もしくは処置困難とか、専門外というのは、もうそこには照会できないっていうのは明らかですから、消去法でたぶん選んでいくんだと思うんですけれども、やはりそのやり方自身を他都市や八戸地域からもっと学ばなければいけないのかなというふうに思っています。重症患者の皆さんを速やかに受け入れてもらうには、やはり受け入れる側の医療機関の問題も大きいと思いますし、消防だけの問題ではないということはおわかりいただいておりますけれども、患者さんのために、ぜひ安心して医療につながられるようお願いしたいと思います。

長くなって大変申しわけありません。

女性消防士についてですけれども、先ほど総務省の通知をどのように消防は受けとめて

るのかって聞いたんですけれど、2026 年まで 5 パーセントだと 25 人受け入れなきゃいけないっていう話はしたんですけれど、なんか消極的だなんていうふうに感じています。2026 年だと約 10 年間に 25 人ですから、年間 2 人でも追いついていかないというような計算になります。私はこれはね、総務省が出した画期的な通知なので、ぜひこの数値目標達成するために、青森市もそうですし、消防本部自身としても、本気度が問われていくんだというふうに思います。先ほど、消防長は、男女の区別を設けることなくというふうに言ったんですけれども、私はそうは言っていられないのではないかと。都市部では、特別に女性枠というのを設けて採用しているところもあります。男女平等だとか、共同参画だとかって言っていられない状況ではないかなというふうに思いますし、総務省自身が女性消防士をふやせというふうに号令かけているのですから、他都市の事例も参考にしながら、女性消防士を誕生させるために力を尽くしてほしいと思いますけど、最後に消防長の覚悟をお聞かせください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 大都市においては、女性枠を設けて採用しているところもあるということでございます。仮に女性枠を設けて採用を実施した場合は、結果として、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則との兼ね合いを考えたとき、非常に難しい部分も出てくると思います。ただ、女性の消防士を採用した場合、やはりそのソフトな部分、きめ細かな部分というのは、男性職員とお互いにその特性を生かした場合、非常に住民に対するメリットが大きいのかなというふうに思っております。しかしながら、今回国で定めた法律により、消防本部としても女性消防士の採用にこれまで以上の取り組みが求められてくるというふうに認識しているところでありまして、本法律を受けて、ほかの消防本部の動向等も注視しつつ、構成市町村とも十分協議をして、検討しながら、その必要性については、検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） ぜひ、積極的に採用できるよう、青森市にも働きかけてもらえればと思います。

最後に要望です。これで終わりますので。

きょうは、各町村長や各町村の議員の皆さんがおいでですので、皆さんに要望したいと思います。それは青森のごみ処理のことです。平成 24 年度の青森市及び平内町、今別町、蓬田村の広域町村から出された可燃ごみの量は 10 万 4207 トンでした。平成 27 年度の可燃ごみ排出量の目標値 8 万 4567 トンなので、1 万 9640 トンの減量が必要な状況です。青森市のごみ処理には、23 億 3000 万の経費がかかっている、余剰ごみは、黒石地区清掃組合にお願いして、2 億 5000 万かかっています。さらに平成 28 年以降は、処理費用に新たに 3 億 1000 万かかるという状況になっています。それで、各町村の青森市へのごみ搬入量を紹介しますと、平内町は平成 26 年度 2559 トン、今別町は 784 トン、蓬田村は 972 トン、合計 4355 トン、青森市にごみを搬入しているわけなんですけれども、そこで紹介したいのは、青森市では平成 22 年度から、紙類、特に文書類、機密文書などの紙ごみは、運搬業者

に委託して、溶解処理施設に搬入し、それを最終的にはリサイクルするという方法をとっています。昨年度、本庁舎、柳川庁舎、合わせて 33 トンの文書の処理をしてるんですけど、消防や企業水道局、市民病院なども順次実施しています。せめて、各町村の庁舎内の紙ごみや文書類、機密文書などを、広域町村一括で委託業者に委託すれば、経費も抑えられるという青森市の担当者も話していますので、広域町村として力を合わせて、青森のごみ減量化のために力を貸していただければと思います。広域町村の皆さんにそのことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 次に、6 番安藤英博議員。

〔議員安藤英博君登壇〕

○6 番（安藤英博君） 6 番。外ヶ浜町選出の日本共産党の安藤英博であります。

平成 26 年度青森地域広域消防事務組合の決算に関連して一般質問を行います。

質問に入る前に一言、議長のお許しをいただき、発言させていただきたいと思います。

これまで長年の願いだった北海道新幹線開業があと半年を切りました。当事務組合におきましても、ふるさと市町圏振興の事業推進ということで、予算規模が少ない各町村の事業に大きな支援をいただいていることに心からお礼を申し上げます。特に、来年 3 月 26 日開業の北海道新幹線開業と同時に、当事務組合内の今別町に新幹線駅奥津軽いまべつ駅の開業という歴史的瞬間が目前に迫っております。これまで以上に青森市を初め各市町村が、地域連携を強化し、これを機会にさらなる観光、文化、産業が発展していくことを強く望みます。

それでは、一般質問に入ります。

中央消防署今別分署の建てかえについてであります。今別分署は外ヶ浜町と今別町の 2 町で構成される分署であります。町村合併前から、ずっと一緒に消防業務を行っております。先ほど述べましたが、分署がある町に今度は新幹線がとまります。また、多くの観光客も見込まれます。先般、トンネル内で車両の故障により、大変お客様に不安を与え、トンネル内を長い時間お客様を歩かせるということが起きました。こういうことが、今後想定された場合、一刻も早く対応しなければなりません。今別分署と蟹田分署の役割の重要性がますます重要となります。しかし、新幹線駅がある今別分署が、築 43 年経過して、老朽化したままであります。また、耐用年数をはるかに過ぎている今別分署の建てかえが急務ではないでしょうか。今後、今別分署の建てかえを最優先して取り組んでほしいと思います。また、その実現のために、町村の負担金の問題も出てくるので、今別町、外ヶ浜町の責任者、そして、行政同士が協議する場を設置して、今後の対応を急いでいただきたいと思います。よって、今後の対応についての考えを示していただきたいと思います。

2 点目でありますけれども、住宅用火災警報器についてであります。火災警報器の設置が義務化されて、数年経過いたしました。特に評価されたのは、寝室の部屋への義務化であります。個人個人の差はありますが、火を使う台所への設置をする方々や家族が多い住宅では、各寝室別に何個も設置し、多いところでは 3 個から 5 個の火災警報器の設置で、火災から早期に住宅の被害を小規模におさえたいという方々が多いのではないのでしょうか。もし、火災になったとき、早期に気がつき、火災を小規模にでき、身の安全を守るとい

点から、住宅用火災警報器の設置がいかに大切か、また、義務化され5年以上たった今日、改めて考え直し、また、設置してない住宅に設置促進に向けた今後の取り組みと昨年度の事務組合管内における住宅火災警報器の設置状況についてお知らせいただきたいと思います。これまで、火災警報器の設置で、未然に火災から大きな火災にならないで済んだという事例がありましたら、報告を求めたいと思います。

2点について質問いたします。答弁よろしく願いいたします。御清聴大変ありがとうございます。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 安藤議員の御質問に順次お答えいたします。

まず初めに、中央消防署今別分署の建てかえについての御質問にお答えいたします。

消防庁舎は、住民をあらゆる災害から守るため、地震等の災害時には、迅速かつ的確に消防車両及び消防職員が出動し、消防活動を行う重要な防災拠点施設であります。

したがって消防庁舎につきましては、強固かつ良好な状態を維持することが不可欠でありますことから、消防庁舎の老朽部分について、消防機能に支障を来さないよう修繕を行うとともに、著しく老朽化してきている場合や、構造部分に重大な損傷がある場合には、建てかえを含め対応を検討することとしております。

中央消防署今別分署は、木造モルタル造2階建てで、昭和47年11月に建設され42年が経過しております。

耐用年数につきましては、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと木造モルタル造の消防庁舎は、耐用年数が22年とされております。

当庁舎は、内外とも老朽化が進んでいる状況であり、職員が毎月目視で点検し、必要に応じて修繕を行っているところでございますが、消防車両の大型化に伴い、車庫が手狭となっていることや執務環境の状況も考慮した場合、できるだけ早い時期に対応を図ることが必要であると考えております。

今別分署の建てかえを含めた対応につきましては、第一義的に管轄区域である今別町及び外ヶ浜町の協議により、進められるべきものと考えており、消防本部としては、消防庁舎の位置や規模、機能などの具体的な協議、検討が行われる際には積極的に参画したいと考えております。

次に、住宅用火災警報器についての御質問にお答えいたします。

平成27年、住宅用火災警報器の設置調査につきましては、青森県を通じて総務省消防庁からの依頼に基づき、消防本部で実施したところであります。

当該依頼に基づく調査方法といたしましては、1つには、消防本部が管轄する区域を全体として、無造作に抽出した世帯を対象とすること、2つには、平成27年6月19日までに県を通じて報告することとなっており、消防本部では4月の火災予防運動期間中に一斉に各消防署の職員が対象世帯を実際に訪問し調査を行ったところであります。

その結果、416世帯を調査したうち、設置していた世帯数は327件であり、設置率は約78.6パーセントという状況でありました。

住宅用火災警報器の設置促進に向けた消防本部の今後の取り組みといたしましては、就寝中での火災による死傷者の防止や被害の軽減を図るため、1つには、火災予防運動において、報道機関を活用し地域住民へのPR活動及び高齢者等の世帯へ防火指導で訪問する際には設置の徹底をすること、2つには、消防本部が主催する消防ふれあい広場や防火作品コンクール展示会等の各種イベントにおける設置の啓発、3つには、ホームページや消防広報紙への掲載及び事業所等へのポスター掲示による周知、4つには、防火管理者講習や事業所、学校等へ出向いて行う訓練指導及び消防庁舎の見学者に対してのチラシの配布など、あらゆる機会を活用して設置の促進を行うとともに、電池切れや経年劣化などによる不作動がないよう日常点検の重要性についても啓発していくこととしております。

また、このような機会においてまだ設置していない世帯に対しては、住宅用火災警報器を設置していたおかげで、火災に至らなかった事例や命が助かった事例等を示しながら設置の必要性を説明し、設置率の向上を図りたいと考えております。

なお、紹介する奏功事例でございますけれども、3件紹介したいと思っておりますけれども、1件目としては、平成20年、2階寝室で就寝中、住宅用火災警報器の音で目が覚め、1階へ降りたところ、煙が充満しており、台所から火が見えたため、水道水による消火をし、119番通報したもので、大事には至らなかった事例でございます。2件目としては、平成21年、ガスコンロに鍋をかけ、点火したまま外出したもので、付近住民が住宅用火災警報器の音に気付いて、消防へ119番通報。消防隊が到着したときには、鍋が空焚き状態となっており、部屋には煙が充満しておりましたが、建物には被害がなかったという事例。3件目としては、平成25年、2階寝室で就寝中、住宅用火災警報器の音で目を覚ました奥さんが、煙が漂っているのを確認し、就寝していただんなさんと息子さんを起こし、煙の中、だんなさんが1階へ降りリビングを確認したところ、炎が上がっており、初期消火は困難であると判断し、119番通報すると同時に外へ出て2回の窓へはしごをかけ、奥さんと息子さんを避難させた事例でございます。この事例においては、建物には被害があったものの家族全員が無事に助かったという事例でございます。

このように、住宅用火災警報器が設置したおかげで、被害を最小限にとどめることができたという事例が多数あり、さまざまな機会をとらえて奏功事例を示し、住宅用火災警報器の設置促進を図ってまいりたいと思っております。

先ほど、住宅用火災警報器の答弁の中で、調査方法について、消防本部が管轄する区域を全体として、無造作と言いましたけれども、無作為でございます。お詫びして訂正いたします。

○議長（渋谷勲君） 安藤議員。

○6番（安藤英博君） それでは再質問いたします。

最初の分署の老朽化についてでありますけれども、今答弁いただきますと、モルタル木造の耐用年数は、はるかに20年ぐらいもう過ぎているということで、職員の皆さんが点検しながらやっているということでもありますけれども、大変苦勞されていることはわかります。そこでですね、最初質問したんですけれども、やっぱり今、上磯の分署、特に今別分署、そして外ヶ浜、蟹田分署ですね。今もうすぐ新幹線が来るわけですね。そして、トン

ネル内の事故など、さまざまなときに、青森から時間かけて出動ということもあろうかと思いますが、やっぱりこの青函トンネル内でのさまざまな対応については、一番近い今別分署、そして蟹田分署からですね、いち早く対応するという、大事な今状況を迎えているわけですよ。その中で、このような建物で救急車あるいは消防車を出動させるという自体が本当にふさわしいのかどうかですね、これは外ヶ浜町と今別町の両町村の負担となるわけですが、これはやっぱり広域事務組合として全体を見据えて、予算をつけてくれなければですね、建設に当たっても、財政規模が小さい2つの町村では、本当に大変な事務だと思います。その点、管理者のほうにですね、やっぱり広域的な支援、これもお願いできればなと思っています。

次に、2つ目の住宅火災警報器なんですけれども、今3点ほど事例が挙げられました。本当に小さいことでありますけれども、当時義務化されたときには、1個 5000 円、6000 円でありました。現在、3分の1、だいたい量販店でも 1500 円ぐらいで買えるわけでありまして。そこでやっぱりまだ、2割の世帯が設置してないということが報告されましたけれども、私はやっぱりこの住宅火災警報器については、広域事務組合の1つの事業の中身としてですね、やっぱり 100 パーセントの世帯に設置するように、これまで以上にがんばってほしいなと思います。万が一、設置されてない住宅が火災のときには、本当に台所から煙が来て、熱が来てもわからないで、逃げ遅れるというのが、さっきの事例で判明したわけでありまして。ぜひ、事務組合のほうではですね、各市町村の設置状況はつかんでないということで聞いておりますけれども、私やっぱり町村ごとでどのくらいの設置状況なのか、そして、各町村で温度差があるのであればですね、やっぱり何が問題なのか、そういう点を検討して、やっぱり 100 パーセントを目指すということで努力してほしいなと思います。

あと答弁にもありましたとおり、この警報器は 10 年たちますと、電池の交換が必要になってくるわけです。設置してそのままにしておきますと、火災警報器の役目を果たさないということもありますので、ぜひ今、義務化されたときから、もう 5、6 年たちますので、そろそろ電池の交換、あるいは設置されてない世帯の方々への促進、これを強めていただきたいなと思います。

○議長（渋谷勲君） 安藤議員。ただいまの質問事項については、これどうなんですか。要望ですか。質問ですか。

○6 番（安藤英博君） 要望の点もありますけども、もう 1 回これに対する決意といいますか。

○議長（渋谷勲君） 消防長でいいですか。

○6 番（安藤英博君） 消防長と、分署の建てかえについて、やっぱり管理者である鹿内市長をお願いします。

○議長（渋谷勲君） それでは、管理者鹿内青森市長。

○管理者（鹿内博君） 安藤議員から、中央消防署今別分署建てかえについての管理者からの決意ということございます。

先ほど、消防長からも御答弁ありましたように建てかえを含めた対応につきましては、第一義的には、管轄区域である今別町及び外ヶ浜町の協議により、進められるべきものと

考えております。先ほど確か、組合としてという管理者としてというお話であったと思いますが、組合すなわちそれは青森市だけでこの組合をやっているわけではなくて、構成市町村と協議をし、そして合意に基づき組合を運営していくと。私はその中での管理者という立場を担わさせていただいております。当然、これまでの分署の建てかえ等の1つの考え方なり、あるいは進め方なり、合わせてそれは財源措置もあろうかと思えます。それぞれのルールといいますか、その運び方、そのことがあろうかと思えますので、その上に乗っかって、管理者としては事を進めていくと。再度申し上げたいと思いますが、やはり第一義的には、当該の町であります今別町、そして外ヶ浜町の協議により、もちろんその中で、管理者という立場にもありますから、これは管理者として、外から眺めていくというわけにはこれはまいりませんので、そこは当然、構成市町村の抱える課題でありますので、管理者として、構成されている町村と協議を進めて、その協議の中に入っていきたいと思いますが、その中で、管理者は当然、それぞれの町村の意向といいますか、主体性といいますか、そのことを尊重しながら、この問題にかかわっていききたいというぐあいに考えております。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 安藤議員の再度の御質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の100パーセントの設置、またその維持管理について、もっともっとやるべきではないかというお尋ねでございます。先ほど、答弁でも申し上げましたように、様々なイベントを通じて、また、火災予防運動等を通じて、住宅用火災警報器の必要性を訴えてきております。今後とも、その設置と維持管理につきましては、火災予防運動、これから始まりますけれども、マスコミを通じてのPR、また広報誌を通じてのPR等も行いながら、設置促進、維持管理の徹底に努めるよう広報してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 安藤議員。

○6番（安藤英博君） 最後になりますけれども1点。住宅警報機を約2割の方が設置されていないという主たる原因、ここがですね、私も知りたいところなんです。やっぱり、2割の方々がなぜ設置しないのか、またできない状況なのか、そこをやっぱり究明していかなければ、今後100パーセントを目指していただきたいと言っても、なかなか前に進まないと思うんですよ。その状況についてお願いします。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 安藤議員の再度の御質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器を設置していない理由は何なのかというお尋ねでございます。私ども消防で調べた内容では、取りつける必要をとりあえず感じないということが挙げられております。また、自分で取りつけるのが難しいというふうな意見も出ております。今後も、先ほどお伝えしました奏功事例等を伝えながら、その必要性、また、取り付けについては、高齢者等の場合は、消防団等、団員等も今までやってきておりますけれども、職員、団員、一緒になって、取り付けの協力はしていきたいなと思っております。

以上です。

○6 番（安藤英博君） 再質問終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時間は 4 時 15 分といたします。

午後 3 時 58 分休憩

午後 4 時 15 分開議

○議長（渋谷勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、10 番入江奨議員。

〔議員入江奨君登壇〕

○10 番（入江奨君） それでは私、入江奨の一般質問を行います。

2 つあります。1 つは救急救命士の養成について。それから 2 つ目に、青函トンネル災害における事務組合の対応について質問いたします。

まず、救急救命士の養成についてであります。救急患者が出た場合、救命士の役割は極めて大きいわけです。分署 1 隊に 24 時間体制で 2 名の救命士が必要となります。さらに救命士が、特に今別分署と外ヶ浜分署について考えた場合に、この救急救命士が、今述べたように十分定数に見合う救命士がいらないかと思えます。つまり不足しているように考えますが、事務組合全体の今後の救急救命士の養成計画について、説明をお願いしたいと思います。

2 つ目に、来年 3 月新幹線奥津軽いまべつ駅が開業するに当たり、先だって、4 月 3 日に発生した青函トンネル火災を見た場合、その教訓としてどんなものが挙げられるのか。その挙げられた教訓に基づいて、事務組合として、今後どのような計画で対応していくのか、その計画についてお示しいただきたいと思えます。以上この 2 つについて、質問いたします。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 入江議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、救急救命士の養成についての御質問にお答えいたします。

救急救命士は、高度な救命処置を医師の指示により行うことができる国家資格を有した救急隊員であり、救急現場における救命率向上のため、平成 3 年 8 月に救急救命士法が施行され、当該制度が創設されたものであります。

消防本部では、制度が創設された平成 3 年から救急救命士を養成しており、平成 27 年 9 月現在、救急現場で活動している救急救命士は、青森市内の各消防署合わせて 49 名、平内消防署では 5 名、外ヶ浜分署では 2 名、今別分署では 2 名となっております。

救急救命士の資格を取得するためには、青森県消防学校で実施しております救急業務に関する講習の課程を修了し、5 年または 2000 時間以上の救急業務に従事することが必要で

あり、要件を満たした消防職員を救急救命士養成所へ約 6 カ月間派遣し、その後国家試験に合格し免許を取得することとなります。

今別分署においては、平成 29 年度に 1 名派遣し養成する計画であり、その後についても検討中であります。

また、外ヶ浜分署におきましては、平成 28 年度、平成 29 年度に各 1 名派遣し養成する計画であります。

各署における救急救命士の配置につきましては、救急救命士が常時救急自動車に乗車するための最低人員として、週休日、休暇、また医療機関での実習なども考慮する必要がある、勤務が 2 交代制であることから、1 隊につき 2 名以上、すなわち両隊で最低 4 名以上が必要と考えております。

また、資格を取得している職員が、これから定年退職を迎えることで同時期に 3 名、4 名が退職することもあり、救急救命士の不足が生じないように、これからも養成を継続していくこととしております。

消防本部といたしましては、救急自動車に常時最低 1 名乗車することを目標に、救急救命士の養成を行ってきており、今後におきましても、構成市町村と協議を重ね、順次計画的に救急救命士の養成を行ってまいります。

次に、青函トンネル災害における事務組合の対応についての御質問にお答えいたします。

消防本部におきましては、青函トンネル内において発生した列車火災、事故等の災害にあたり、現有の消防装備、人員等を活用し即応した消火、救援活動を行い、人命の救助と被害の軽減を図ることを目的として青函トンネル開業時に策定した青函トンネル等警防計画の大綱に基づき災害対応に当たることとしております。

なお、J R 北海道における災害対策の基本といたしましては、列車火災等の場合、旧竜飛海底駅があった竜飛定点に停車させるか、あるいはトンネル外まで走行脱出させることとしております。

本年 4 月 3 日に津軽海峡線開業以来はじめて発生した、青函トンネル内での列車発煙事故における、消防本部の活動につきましては、「青函トンネル等警防計画の大綱」に基づき、先着隊である今別分署の隊員は、トンネル内と無線交信をするため、竜飛斜坑入口に設置してある無線ボックスの端子に無線機を接続し通信体制を確立するとともに、J R 関係者から災害状況を聴取し、後続の消防隊にそれら重要情報を伝達したところでございます。

続いて到着した外ヶ浜分署の隊員につきましては、先着していた今別分署の隊員及び J R 関係者等と連携して、ケーブルカーによりトンネル内に進入し、列車停止位置から避難してきた乗客と接触後、治療や搬送の優先順位を決める、いわゆるトリアージを実施するとともに、後続隊の各消防署から出動した指揮隊、救助隊、救急隊及び消防隊等と合流し、乗客をケーブルカーにて地上へ避難誘導を行ったところであります。

今回の災害における教訓といたしましては、J R 北海道との情報共有、避難所の体制、乗客・乗務員合わせて 129 名が、事故発生から地上への避難完了まで時間を要したことなどの課題が挙げられます。

この教訓を受け、消防本部では 6 月 17 日に職員による警防活動検討会を実施し、また、

8月17日には、消防本部、外ヶ浜町消防団、ＪＲ関係者、警察関係者及び今別町が参加して、青函トンネル内から地上へ避難誘導體制の検証と確認を目的に、竜飛定点における列車火災を想定し、防災設備を活用した消火及び救出、40人乗りのケーブルカーを使用しての避難誘導、情報の共有を図るための指揮本部設置運営、さらには今別町による避難者のバス輸送協力等の一連の訓練を実施したところであります。

来年3月の北海道新幹線開業に当たり、ＪＲ北海道と災害時における消火活動、乗客の救出・避難誘導のあり方等について協議を重ね、これまでの「青函トンネル等警防計画の大綱」の見直しを図っているところであります。

また、鉄道災害発生時における協力体制の確立を目的に、県内の各消防本部とＪＲ北海道を含む県内の関係鉄道事業者との間での「鉄道災害発生時における消防活動に関する協定」締結に向けて事務を進めているところであります。

さらには、関係機関と調整を図り、新幹線車両を使用しての訓練を実施するよう、現在、ＪＲ北海道に対して働きかけをしているところであります。

今後におきましても、これらの取り組みを進め、災害対応に最善を尽くすため関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 入江議員。

○10番（入江奨君） どうも、丁寧な答弁ありがとうございます。

まず最初に、救急救命士に関する内容についてですが、24時間体制で、1隊2名の救命士が必要で、全体で、今別分署並びに外ヶ浜分署では4名の救命士が必要だということが、今述べられたわけですが、結局、現在では、2名ずつ不足するという事で、今の説明によれば、救命士の今後の養成の計画についても詳しく述べられました。ぜひとも、それを1日も早く実現し、今後の緊急な患者のほか、いつ大火災、地震等で怪我人が出るか予想できませんので、ただ単に定数が、人数が足りてからそれでよしということではなく、やはり、定数以上の救命士の養成が必要かと思しますので、ぜひとも今後、中央本部の力を入れていただいて、各分署が充実した救命活動ができるように要望したいと思します。

もう1つ付け加えれば、先ほど、村川みどり議員がおっしゃっていた、女性枠の5%上がるわけですが、半分は女性ですね、急患患者、半分は女性なので、やはり今全国いろんな養成の学校がありますのでね、地元採用ということもあるかと思しますが、女性枠でいえば、ぜひとも女性患者に対する意味でも、やはり女性の救命士をね、必要ではないかと思しますので、そういう枠で募集するのも1つの方法かと思しますので、ぜひ検討していただきたいと思します。

それから、青函トンネル内の事故、火災が発生した場合の計画について、詳しく述べられました。非常にきめ細かい計画が打ち出されました。やはり今回、6月17日、8月17日に、そういう事故に対する訓練が行われたということを今おっしゃられましたが、やはり、年に1回ね、やはり今後のこういう不測の事態に対応するためにも、最低1回はね、やっぱりこういう連携して、各町村、ＪＲ、そして消防本部、連携してね、この計画に基づいて、今後、やはり年に訓練がね、必要とされるかと思しますが、その辺の具体的な

計画については考えていらっしゃるんですか。毎年、年に1回の訓練というか……。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） ただいまの入江議員の再度の御質問にお答えいたします。

青函トンネルの訓練の今後の計画ということでございますけれども、昭和63年に青函トンネルが開業されたときから、毎年、海底部、地上部を隔年でそれぞれ実施してきております。先日の8月の訓練もその一環として、海底部での訓練という形で実施させていただきました。今後におきましても、毎年、地上部、海底部を隔年で行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 入江議員。

○10番（入江奨君） ぜひそのように訓練を継続してやって、不測の事態にいつでも対応できるようにね、ひとつ利用者の安全、とりわけ新幹線、来年3月に開業するに当たって地元議員、出身ということもありまして、多くの皆さんが喜んで利用できるように、安全にしていけるように要望しまして、もう時間もないので、以上で質問を終わります。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第11 議案第10号 監査委員の選任について

○議長（渋谷勲君） 日程第11 議案第10号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、14番柿崎裕二議員の退席を求めます。

〔議員柿崎裕二君退場〕

○議長（渋谷勲君） 提案理由の説明を求めます。管理者鹿内市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） 議案第10号 監査委員の選任について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合規約第12条第2項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、平成25年第2回青森地域広域事務組合議会定例会において御同意をいただき、選任いたしました監査委員鈴木進氏は、去る3月27日をもって任期が満了いたしました。

そこで、この後任について慎重に検討した結果、柿崎裕二氏が適任と認められますので選任いたしたいと存じます。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。
14 番柿崎裕二議員の入場を求めます。
〔議員柿崎裕二君入場〕

日程第 12 議員提出議案第 2 号 青森地域広域事務組合議会運営委員会条例を左横書き
に改める条例の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第 12 議員提出議案第 2 号「青森地域広域事務組合議会運営委員会条例を左横書きに改める条例の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 2 号については、提案理由の説明を省略
いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに
決しました。

質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第 2 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第 13 議員提出議案第 3 号 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規
則の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第 13 議員提出議案第 3 号「青森地域広域事務組合議会会議規則
の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 3 号については、提案理由の説明を省略
いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに
決しました。

質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第 3 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第 14 議員提出議案第 4 号 青森地域広域事務組合議会会議規則を左横書きに改める
規則の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第 14 議員提出議案第 4 号「青森地域広域事務組合議会会議規則を左横書きに改める規則の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 4 号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第 4 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書）

日程第 16 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 17 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 18 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 19 報告第 6 号 専決処分の報告について

日程第 20 報告第 7 号 専決処分の報告について

日程第 21 報告第 8 号 専決処分の報告について

日程第 22 青広監報告第 1 号 例月出納検査報告について

日程第 23 青広監報告第 2 号 定期監査報告について

日程第 24 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 15 報告第 2 号「繰越明許費繰越計算書について」から日程第 24 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」までの計 10 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 27 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 38 分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 奈良岡 隆

議員 安藤 英博